

79GHz 帯高分解能レーダーの高性能化に向けた
関係告示の整備案の概要について

- 1 別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成 18 年総務省告示第 659 号）の一部を改正する告示案
特定小電力無線局の無線設備のうち、79GHz 帯高分解能レーダーに係る無線設備が使用する周波数を 77GHz から 81GHz 以下までの範囲に拡大し、当該無線設備の占有周波数帯幅の許容値を 4 GHz に拡大する。
- 2 構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件（平成 23 年総務省告示第 507 号）の一部を改正する告示案
特定小電力無線局の無線設備に指定する周波数帯を 77GHz から 81GHz 以下までの範囲に拡大する。
- 3 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第 42 号）の一部を改正する告示案
上記 1・2 の改正にあわせて、第十一号のミリ波レーダー用周波数を 79GHz に変更する。